

4月26日（日）は 荒川区議会議員選挙

郵便による不在者投票が
出来ます

4月26日に荒川区議会議員選挙が行われます。身体に一定の障がいのある方は、郵便等投票制度を利用出来ます。

利用に当たっては、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

対象 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで、障がいの程度が表1に該当する方

●郵便等投票証明書

郵便等投票証明書をお持ちでない方は、郵便等投票証明書交付申請書（本人直筆の署名が必要ですが、身体障害者手帳、戦傷病者手

国民年金保険料 免除等の制度を ご存じですか

●全額免除・一部免除制度

国民年金には、保険料を納めることが困難な場合、申請により、所得に応じて保険料を免除または一部免除とする制度があります（下表参照）。一部免除制度では、納めるべき保険料が未納となった

帳、介護保険被保険者証を添えて申請して下さい。

＊申請書をご希望の方は、郵送でも送付出来ます

●代理記載制度

郵便等による不在者投票が出来る方で、表2の範囲に該当する方は、代理記載投票が出来ます。

＊代理記載制度を利用する郵便等投票証明書の交付申請は、申請時にお知らせ下さい

期日前投票立会人を募集

4月26日執行の荒川区議会議員選挙の期日前投票立会人を募集します。

公正に投票が行われるように有権者の代表として、立ち会うことが主な役割です。

場合、一部免除が無効となり、資格期間に含まれません。

●若年者納付猶予制度

30歳未満の第1号被保険者は、本人及びその配偶者の所得が基準額（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円）以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

●学生納付特例制度

前年の本人の所得が一定額以下の学生は、保険料の納付が猶予されます（昼間部その他、通信制、定時制の学生も対象です）。申請時に、学生証または在学証明書をお持ち下さい。

＊10年以内であれば、保険料を追

表1 郵便等投票が出来る方

障がい等の区分	障がい等の程度	
	両下肢、体幹、移動機能	1級、2級
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級、3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載制度を利用出来る方

障がい等の区分	障がい等の程度	
	上肢、視覚	1級
身体障害者手帳	上肢、視覚	特別項症～第2項症
戦傷病者手帳	上肢、視覚	特別項症～第2項症

従事期間 4月20日（月）～25日（土）

従事時間 午前8時15分～午後2時15分、午後2時15分～8時15分の交代制（各6時間）

従事場所 区役所、南千住駅前ふれあい館、荒川総合スポーツセンター、町屋文化センター、シ

対象 区内在住で荒川区の選挙人名簿に登録されている方（選挙権のある方）で、長時間いすに座って従事することに支障の無い方、各投票所・各日4人（延

納することが出来ます（2年を超える元と元の保険料に一定額が加算されます）

＊原則1年ごとの申請が必要です（申請時に翌年度以降の全額免除・若年者納付猶予継続を希望した方で、引き続き該当する場合を除く）

＊過去2年分まで遡って申請が出来ます

＊若年者納付猶予制度と学生納付特例制度の承認を受けた期間は年金を受けるのに必要な資格期間（25年）に含まれます（年金額の計算には算入されません）

＊詳細は、お問い合わせ下さい

申請・問合せ 国保年金課（区役所1階） ☎内線2411

全額免除・一部免除の保険料と受け取れる年金額

免除・一部免除の種類	月額保険料	受け取れる年金額
全額免除	0円	全額保険料を納めた場合の2分の1
4分の3免除	3810円	全額保険料を納めた場合の8分の5
半額納付	7630円	全額保険料を納めた場合の4分の3
4分の1免除	1万1440円	全額保険料を納めた場合の8分の7

＊国民年金保険料は、月額1万5250円です（26年度）

消費者相談室から

認知症等高齢者の 消費者トラブルに ご注意下さい

高齢者の消費者トラブルが年々増加しています。特に認知症等により、判断能力が不十分な高齢者（認知症等高齢者）の消費者トラブルに関する全国の相談件数が、25年度過去最高になりました。防ぐためのポイントは家族や周囲による「見守り」と「気づき」です。

●事例相談

■事例1

認知症で独居の母が新聞購読の申し込みをしていたが、本人は記憶していない。今までも複数契約していた（当事者80歳代）。

■事例2

認知症の独居高齢者だが、電話勧誘でカニを契約。以前にもカニが届いていた。電話機の前に金額と電話番号が書かれたメモがあった（当事者90歳代）。

■当室の対応

事業者と連絡が取れ、判断能力が不十分であることが証明出来れば、契約の取り消せる場合があります

「見守り」と「気づき」のチェックリスト

《居室・居住の様子》

- ☐ 不審な契約書、請求書などの書面や、宅配業者の不在通知などはないか
- ☐ 不審な健康食品や海産物などがないか
- ☐ 新品の布団など、同じような商品が大量にないか
- ☐ 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡がみられないか
- ☐ 通信販売のカatalogやダイレクトメールなどが大量にないか
- ☐ 複数社から配達された新聞や景品類などがないか
- ☐ 不審な業者が出入りしている形跡はないか

- 《高齢者本人の言動や態度など》
- ☐ 不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか
- ☐ 生活費が不足するなど、お金に困っている様子はないか
- ☐ 預金通帳などに不審な出金の記録はないか

（出典：国民生活センターホームページより）

ます。事例1・2については、解決出来ました。

●問題点

▽トラブルや被害に遭っているという認識が低く潜在化しやすい

▽契約の経緯の証明や、判断能力が不十分であったことの証明が難しい

●見守る方へのアドバイス

▽地域の見守り活動や、成年後見制度の利用を検討しましょう

▽認知症等の症状が見られる場合は、医師の診断書を手しておきましょう

●消費者相談室をご利用下さい

専門の相談員が消費者トラブル

場所・問合せ 消費者相談室（区役所6階） ☎内線477

ご注意ください

仮想通貨（○○コイン）の申込書を高値で買い取りたいとの勧誘電話に気を付けて下さい。

学童クラブ

27年度利用の 追加申請を受け付け

27年度の学童クラブ利用申請について、**下表**の各学童クラブは受け入れに若干名の余裕があるため、追加申請を受け付けます。

申請受付期間 3月2日（月）～10日（火）の学童クラブ開設時間内

申請方法 下表の各学童クラブ及び区役所2階児童青少年課で配布する申請書等に必要事項を記入し、各学童クラブへ持参

問合せ 児童青少年課 ☎内線3831

学童クラブ名	所在地	電話番号
◎南千住第一・第二	南千住6-35-3南千住保育園内	(3806)4258
三峡小	荒川1-43-1三峡小学校内	(3801)6082
二峡小	荒川2-30-1二峡小学校内	(3891)9780
◎峡田	荒川3-3-10峡田ふれあい館内	(3807)2886
◎花の木	荒川5-50-5花の木ひろば館内	(3819)2181
九峡小	荒川6-8-1九峡小学校内	(3819)7931
五峡小	町屋3-17-24五峡小学校内	(3895)4315
◎大門小	町屋4-27-8大門小学校内	(3895)4316
◎★七峡小	町屋8-19-12七峡小学校内	(3895)4796
赤土小	東尾久2-43-9赤土小学校内	(3819)3349
◎尾久	西尾久2-25-13尾久ふれあい館内	(3809)2511
尾久西小	西尾久5-27-12尾久西小学校内	(3893)0109
西尾久	西尾久8-33-31西尾久ふれあい館内	(3810)6219
◎東日暮里	東日暮里1-17-13東日暮里ふれあい館内	(3807)6383
◎★六日小	西日暮里6-35-16六日小学校内	(3893)3820

＊希望する学童クラブを利用出来ない場合があります
＊◎マークのついている学童クラブは、4～6年生の申し込みが可能な学童クラブです
＊★マークのついている学童クラブは、放課後子ども総合プランを試行実施する学童クラブです（★マークのついている学童クラブに申し込めるのは、原則実施する学校に在籍するお子さんのみです）